地域脱炭素のための促進区域設定等に 向けたハンドブック (第2版)

2022年6月

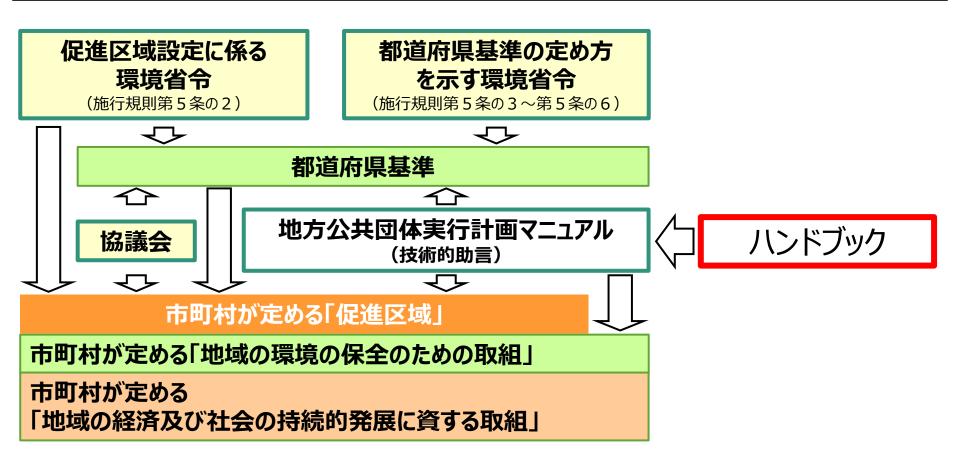
環境省環境計画課、環境影響評価課、地球温暖化対策課

ハンドブックの目的①

- ・2020年10月、我が国は、**2050年カーボンニュートラル**、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。その後、2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、**2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減**し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨を公表しました。
- ・2022年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(温対法)では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再工ネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度を導入しました。
- ・本ハンドブックでは、地域脱炭素化促進事業について解説する「地方公共団体実行計画 策定・実施マニュアル」を踏まえ、促進区域等を定める際のより具体的な解説や事例、実 務的な手順の例を示します。

ハンドブックの目的②

・本ハンドブックでは、温対法で定められた地域脱炭素化促進事業に係る法令やマニュアルを踏まえ、 促進区域等を定める際のより具体的な解説や事例、実務的な手順の例を示しています。



ハンドブックの用語

用語	解説
温対法	2022年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を 改正する法律(令和3年法律第54号)」を指します。地域脱炭素化促進 事業の促進に関する制度が盛り込まれています。
マニュアル	2022年4月に公開された地域脱炭素化促進事業に関する取組を実施する際に参照されることを目的とした「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」を指します。
都道府県基準	温対法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準を指します。
促進区域	温対法第21条第 5 項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている 「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」を指します。
ポテンシャル	再エネの種類ごとの潜在的な利用可能性を指します。
ゾーニング	環境保全と再エネの導入促進を両立するため、環境保全、事業性、社会的 調整に係る情報の重ね合わせを行い、区域を設定する取組を指します。

ハンドブックの構成

♣ 太陽光発電 風力発電 第1章 地域脱炭素化促進事業 制度の趣旨・概要 1. 地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・概要 p 7 第2章 都道府県基準とは p13 都道府県基準とは p13 都道府県基準 2.1.2 都道府県基準の具体例 p17 2.2.2 都道府県基準の具体例 p22 第3章 3.1.1 促進区域とは 促進区域とは p29 3.2.1 p29 市町村における 促進区域の設定 3.1.2 ゾーニングの手法・実施例 p43 3.2.2 ゾーニングの手法・実施例 p43 : 主に本ハンドブックで 新規検討 3.1.3 地域の経済及び社会の 地域の経済及び社会の : 主にマニュアル以外 p62 p62 の資料から紹介 持続的発展に資する取組 持続的発展に資する取組 : 主にマニュアルからの 引用

ハンドブックの見方

上下ラインが黄緑色のページ はマニュアルの引用です。

風車マークは、風力 発電が対象です。

ソーラーパネルマークは、 太陽光発電が対象です。

1.地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・概要

- 地域脱炭素化促進事業制度の体系

- ・温対法の改正で創設された<mark>地域脱炭素化促進事業制度</mark>は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮 し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。
- ・この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、 地域と共生する再工ネ事業の導入を促進します。

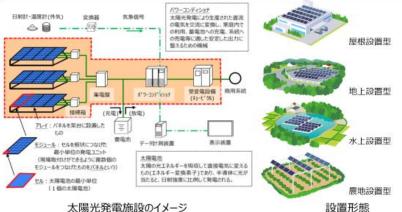
促進区域設定に係る 都道府県基準の定め方 環境省令 を示す環境省令 (施行規則第5条の2) (施行規則第5条の3~第5条の6) ₹ ₹ 都道府県基準 $\overline{\Delta}$ ⇧ 地方公共団体実行計画マニュアル ハンドブック 協議会 (技術的助言) ₹ 市町村が定める「促進区域」 市町村が定める「地域の環境の保全のための取組」 市町村が定める 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」

⇒マニュアルp.46 市町村が考慮するべき環境配慮

1.地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・概要

- 太陽光発電施設のイメージ

- 太陽光発電施設は、太陽電池・アレイ、パワーコンディショナ等で構成されます。
- ・設置形態は、「屋根設置」、「地上設置」、「水上設置」、「農地設置」等があります。



太陽光発電施設のイメージ

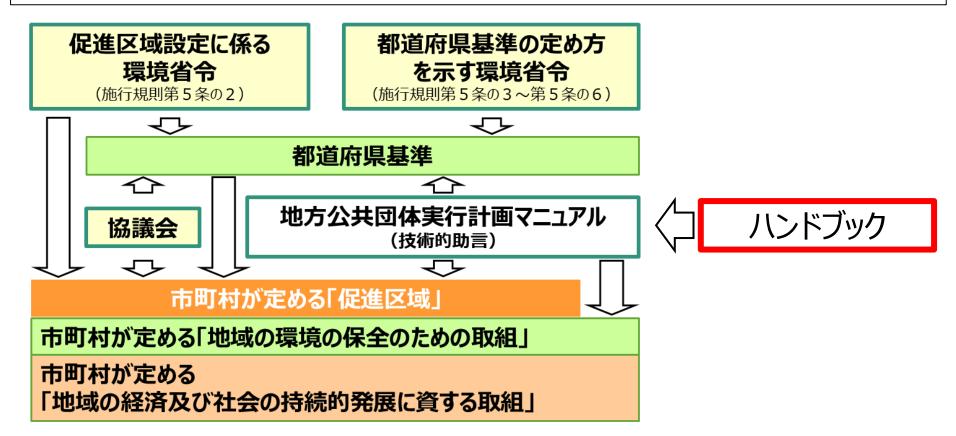
下ラインに出典を記 載しています。

上下ラインが水色のページはマニュアル以外 の引用又は参考事例です。

- 1.地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・概要
- 地域脱炭素化促進事業制度の体系



- ・温対法の改正で創設された<mark>地域脱炭素化促進事業制度</mark>は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮 し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。
- ・この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、 地域と共生する再工ネ事業の導入を促進します。







- ・地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定は、再エネの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域 における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。
- ・本ハンドブックでは「都道府県基準」、「促進区域」、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の検討する際の参考情報を紹介します。

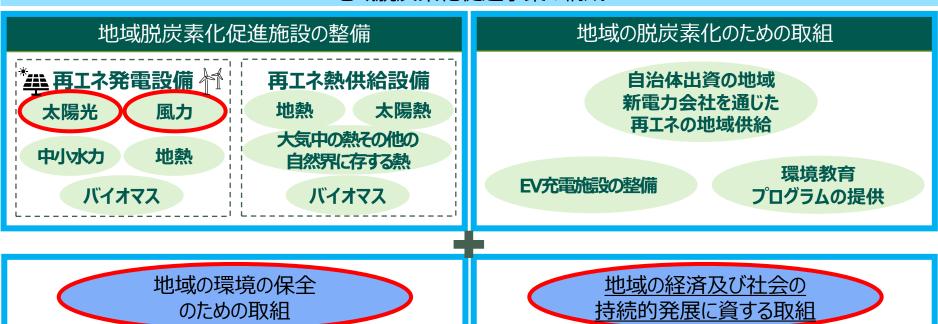
1. 国の環境保全に係る基準の設定 (促進区域設定に係る環境省令)		その他のエリア		対が考慮 除外すべき 区域・事項 区域
2. 都道府県基準の設定	都道 府県	その他のエリア	市町村が考慮 すべき区域・事項	除外すべ き区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のため の取組等の設定	市町村	<地方公共団体実 促進区域 地域の環境の保全の	•	・協議会等での協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者		事業計画> 域の脱炭素化 のための取組	
5. 地域脱炭素化促進事業の認定	市町村	保全のための	型域の経済及び 一会の持続的発 そに資する取組	協議会等での協議ワンストップ化特例アセス配慮書省略





- ・地域脱炭素化促進事業は、「地域脱炭素化促進施設の整備」、「地域の脱炭素化のための取組」に加えて、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を行うものです。※洋上風力発電は地域脱炭素化促進施設の対象から除かれています。
- ・ハンドブックでは、地域脱炭素化促進施設のうち太陽光発電と風力発電を対象とし、促進区域等の設定手順や、「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の事例を紹介します。

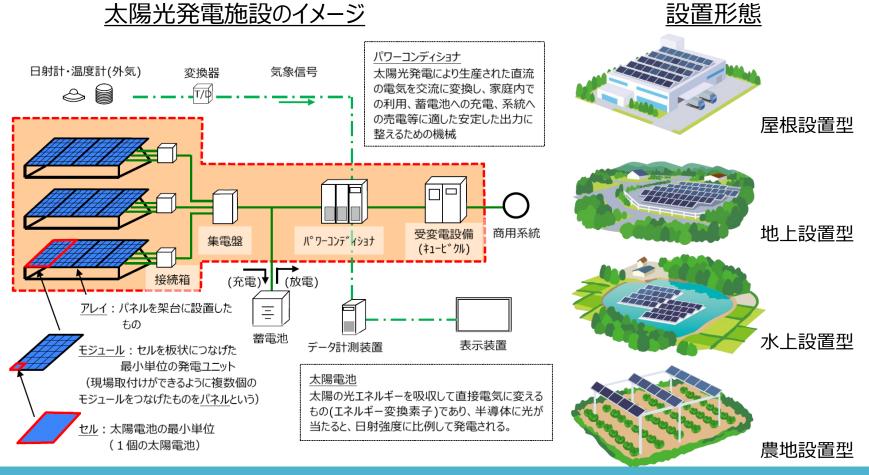
地域脱炭素化促進事業の構成



- 太陽光発電施設のイメージ

*#

- ・太陽光発電施設は、**太陽電池・アレイ、パワーコンディショナ**等で構成されます。
- ・設置形態は、「屋根設置」、「地上設置」、「水上設置」、「農地設置」等があります。

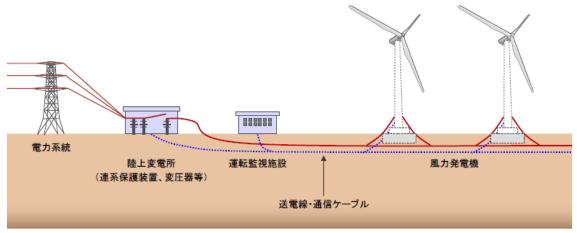


- 風力発電施設のイメージ



- ・風力発電施設は、**発電設備、運転監視施設、変電所**、電力を送る**送電ケーブル**等で構成されます。それ以外に**取り付け道路の新設や拡幅**等の工事が行われる場合があります。
- ・設置場所は、好風況地として「沿岸」、「半島」、「平野部」、「丘陵/高原」等があります。

風力発電施設のイメージ



設置場所



沿岸部 (秋田県潟上市・秋 田市)



半島部 (愛媛県佐田岬半島)



丘陵部 (秋田県にかほ市)



平野部 (山形県庄内町)

2. 都道府県基準

国の基準(促進区域設定に係る環境省令)



- ・都道府県は、**促進区域の設定に関する基準(都道府県基準)**を定めることができます。
- ・ 都道府県基準は、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき**国の基準(促進区域設定** に係る環境省令)に則して定めます。

国の基準

/兄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			市町村が考慮すべき区域・事項※		
促進区域から除外すべき区域					
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法		国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法	
		区域	生息地等保護区の監視地区	種の保存法	
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別	白ெ外八国注		砂防指定地	砂防法	
地域(①)	日然五图広		地すべり防止区域	地滑防止法	
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	
国指定鳥獣保護区の 特別保護地区	三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、		保安林であって環境の保全に関す るもの	森林法	
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	事	国内希少野生動植物種の生息・ 生育への支障	種の保存法	
		項	騒音その他生活環境への支障	_	
		※ 1	促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に	支障を及ぼすおそ	

な事項

環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要

れがないと認められることが必要な区域/促進区域の設定の際に、

- 環境配慮事項

*___



・都道府県基準は、施設の種類ごとの「環境配慮事項」を検討し定めます。

太陽光発電		風力発電 👚	
環境配慮事項の区分	環境配慮事項	環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要 素の良好な状態の保	騒音による影響		騒音による影響
	水の濁りによる影響	環境の自然的構成要 素の良好な状態の保 持	重要な地形及び地質への影響
	重要な地形及び地質への影響		土地の安定性への影響
持	土地の安定性への影響		風車の影による影響
	反射光による影響	生物の多様性の確保 及び自然環境の体系 的保全	植物の重要な種及び重要な群落への
生物の多様性の確保 及び自然環境の体系	動物の重要な種及び注目すべき生息地		影響
	への影響		動物の重要な種及び注目すべき生息 地への影響
	植物の重要な種および重要な群落への影響		地心的影響
的保全			地域を特徴づける生態系への影響
	地域を特徴づける生態系への影響		主要な眺望点及び景観資源並びに主
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観への影響	人と自然との豊かな	要な眺望景観への影響
		触れ合いの確保	主要な人と自然との触れ合いの活動の
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響		場への影響
その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	その他	その他都道府県が発電施設の特性、 地域特性に応じて特に配慮が必要と判 断する事項

- 環境の保全に配慮するための情報



・都道府県基準は、環境配慮事項の区分毎に**環境の保全に配慮するための情報**に基づいて定められます。

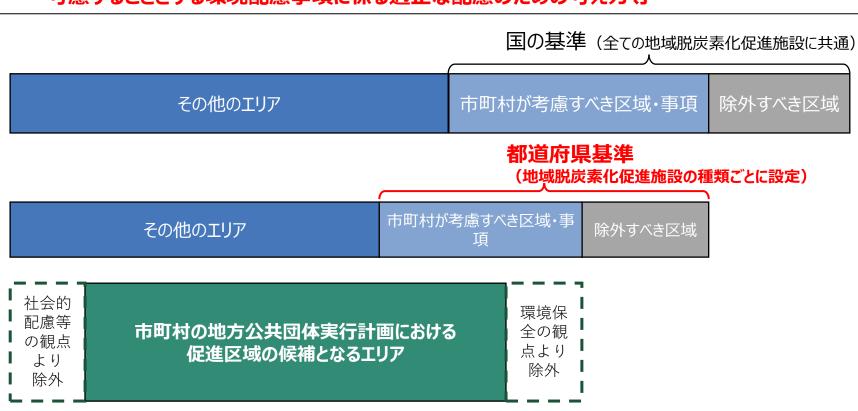
環境の保全に配慮するための情報

環境配属事項 の区分	環境の保全に配慮するための情報
	大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影に関しては、住居がまとまって存在 している地域の状況及び学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類
環境の自然的 構成要素の良	水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温に関しては、水道原水取水地点等の状況
好な状態の保	温泉に関しては、温泉の状況
持	重要な地形及び地質に関しては、地形及び地質の状況
	土地の安定性に関しては、土地の形状が保持される性質の状況
生物の多様性 の確保及び自 然環境の体系 的保全	国又は地方公共団体の調査により確認された、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まとまって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況
人と自然との豊	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に関しては、眺望の状況及び景観資源の分布状況
かな触れ合い の確 保	主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関しては、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況

- 都道府県基準の区域と提示方法



- ・収集した情報に基づいて、都道府県基準では以下を整理して示します。
 - 促進区域に含めることが適切でないと都道府県が判断する区域(除外すべき区域)
 - ・ 促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項(市町村が考慮すべき区域・事項)
 - ・ 考慮することとする環境配慮事項に係る適正な配慮のための考え方等



2.1.2 都道府県基準の具体例

- 促進区域に含めない区域(対象:大規模太陽光発電施設)



・A県における都道府県基準のイメージ(大規模太陽光発電施設を対象)は以下のとおりです。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	·A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域・△△保安林・□□保安林	・砂防法・急傾斜地法・地すべり等防止法・森林法・森林法
植物の重要な種及び	•生息地等保護区	・種の保存法
重要な群落への影響	・A県の希少種保護条例に定める区域	·A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける	・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯	•世界遺産条約
生態系への影響	・A県自然環境保全地域	·自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び	·国立/国定公園区域	·自然公園法
景観資源並びに	・A県立自然公園の特別地域	·自然公園法、A県条例
主要な眺望景観への影響	・風致地区	•都市計画法
その他A県が必要と 判断するもの	・土砂災害特別警戒区域	·土砂災害防止法